

法科大学院授業の実施方法について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年9月18日)

先日、法科大学院から令和3年度後期の授業実施方法についての連絡があり、京大の対応レベルが2-の場合はオンライン、対応レベルが1の場合は対面で行うとのことでした。

対応レベルが1の場合はもちろんですが、対応レベルが2-の場合でも対面授業を実施するよう要請します。

法科大学院の授業は、双方向式の授業で行われており、単に講義形式の授業ではないため、オンラインで行うのに全く適しません。それどころか、オンライン授業では十分な学習効果を得ることができないばかりか、精神的ダメージを受けてかえって学びの阻害になるといった事態が生じてしまいます。

そもそも、オンライン授業は学生の学びの機会を不当に奪うものであり、感染拡大防止にどの程度寄与するのかもまったくもって明らかにされていない以上、決して許されるものではないはずです。京大のこれまでの対応も極めて稚拙なものだと言わざるを得ませんが、せめて法科大学院の授業については対面授業で行うようにお願いします。

すべての授業がオンライン授業に適さないのですが、法科大学院同様、特にオンライン授業に適さない授業であるにもかかわらず、オンライン授業をしているものがあると思われます。そういったことがないよう、京大としても適切な対応をお願いします。

【回答】(回答日:2021年9月28日)

(回答部署:法科大学院、教育推進・学生支援部教務企画課)

ご意見ありがとうございます。

対面授業及びオンライン授業には様々なご意見があることは承知しています。令和3年度後期授業の実施方針は、京都大学としての方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と学生・教員の安全を考慮したうえで決定したものです。

ご理解、ご協力をお願いします。

大学としましては、対面授業を基本とし、感染症対策を行った上で、早期に開始できるよう進めているところですが、オンライン授業を認めるのは、学生・教職員にも様々な事情があり、その安全を最優先するものであることをご理解ください。